

建設長崎ホームページ
ぜひご覧ください
建設長崎で検索
CLICK

建設長崎

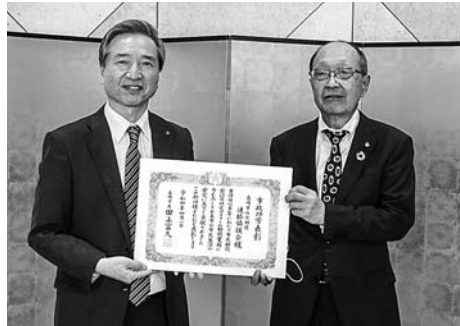
5 May
No.683

2022年 5 月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含ます
印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 <http://www.kensetunagasaki.org/> 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹

「長崎市住宅相談連絡協議会」 長年の取り組みが評価される



建設長崎
田上執行委員長

(一社)
中小建設業協会
北村会長

「長崎市住宅相談連絡協議会」が、長崎市民の住宅に関するお悩み相談を行ってきたとして称えられました。この「住宅相談連絡協議会」は、「建設長崎」と「中小建設業協会」が長崎市役所内の市民課に相談員を派遣

令和四年の長崎市表彰式が出島メッセ長崎で行われ、福祉や教育、文化など様々な分野で長崎市政に貢献した、個人六十八名と十二の団体が表彰されました。

※「長崎市住宅相談連絡協議会」とは
長崎市に対して住宅の増改築などの相談窓口開設を

し、市民への無料奉仕を四十一一年間定期的に行ってきた事が評価されたものです。当日は、建設長崎を代表して、田上委員長、中小建設業協会を代表して北村会長が、表彰状の授受を受けました。

要望し、六年の年月を経て、立されました。長崎市との「建設長崎」「中小建設業協会」「建設業協会長崎支部」の三団体で、当時の建設長崎「江口執行委員長」を協議会の会長に選出し設

長崎市政発展に貢献

〔組合リーフレット〕



共済会・長建国保・労働保険・その他費用について掲載必要な方は各支部窓口にてお渡しします。

未加入仲間には、是非「長建国保」や「労災保険」など、支部窓口に用意してある組合リーフレットを活用

し、市民への無料奉仕を四十一一年間定期的に行ってきた事が評価されたものです。当日は、建設長崎を代表して、田上委員長、中小建設業協会を代表して北村会長が、表彰状の授受を受けました。

新型コロナウイルスの発生から三年が経過しました。感染防止対策のため、組織拡大を始め各種組合運動に積極的に取り組む事が難しい状況が続いています。

令和三年度の加入状況は五月から四月末現在までに四〇七名の加入があり、年度終わりの目標達成まで残り四十三名となっています。また、脱退者が四四八名で、加入者数と脱退者数を差し引くと、四月末時点で四十一名の減少となっています。

長建国保については、現組合員さんから、保険料や建設業に特化した内容など、その優位性を聞いて加入を希望されています。

令和三年度 加入・脱退 組織数の推移 (単位: 人)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
加入者数	50	44	33	36	34	19	20	26	39	45	61	407
脱退者数	43	24	27	43	28	32	27	31	39	105	49	448
増減	+7	+20	+6	▲7	+6	▲13	▲7	▲5	±0	▲60	+12	▲41
月末組織数	6,555	6,575	6,581	6,574	6,580	6,567	6,560	6,555	6,555	6,495	6,507	6,507

令和三年度 加入・脱退 組織数の推移 (単位: 人)

令和三年度 加入・脱退 組織数の推移 (単位: 人)

令和三年度 加入・脱退 組織数の推移 (単位: 人)

拡大目標450名達成に向けてできることから 組織拡大を前進させよう

建設長崎第77回定期大会

開催告示

組合員各位

令和 4 年 5 月15日
長崎県建設産業労働組合
執行委員長 田上 一郎

記

組合は規約第22条から第25条に基づき、下記要領で大会を開催致します。

【開催日時】 令和 4 年 7 月17日(日) 9 時受付、9 時30分開会
12時30分閉会予定

【開催場所】 長崎新聞文化ホール

【目的】 1 年間の組合運動の総括 (経過と決算)、新年度の運動方針と予算、新役員の選出等を審議する最高決議機関として開催します。

【内容】 1. 令和 3 年度活動経過報告承認の件
1. 令和 3 年度会計決算報告承認の件
1. 令和 4 年度運動方針 (案) 決定の件
1. 令和 4 年度一般会計予算 (案) 決定の件
1. 令和 4 年度役員改選に関する件
1. その他の件

代議員立候補告示

組合規約第22条、大会運営規定第 3 条に基づき、総数120名 (各支部に選出数割り当て) を選出します。

立候補届受付 ・受付期間 令和 4 年 6 月30日(木) 16時迄
(土、日除く)

・受付会場 県下15支部の各支部事務所
尚、立候補者が定数内の場合は、従来通り信任投票を行わず、立候補者全員無投票当選とします。

立候補制限 組合費等を 4 ヶ月以上滞納している組合員は除きます。

本部役員立候補告示

組合規約第38条、役員選出規定第 7 条、8 条に基づき、本部役員に立候補する者は所属支部の推薦を受け、原則として大会の 2 週間前までに選挙管理委員長に届け出て下さい。

～組合未加入の仲間を紹介してください～

組織拡大・増勢にご協力を！

- 仕事とくらしを守るために組織を大きくしよう！
- 組合が大きくなれば魅力やメリットも充実・発展！
- きびしい今こそ仲間の支えあい
多くの皆さんの協力
(紹介)が必要です！



立憲民主党公認
新人



鬼木 まこと 氏 (59 歳)
参議院議員候補 (比例区)

立憲民主党公認
新人



白川 あゆみ 氏 (42 歳)
参議院議員候補 (長崎選挙区)

第二十六回参議院議員選挙

今年七月一〇日投票開票が予定されている「参議院議員選挙」で、長崎県選挙区に白川鮎美氏を、比例区に鬼木誠氏を、三月一〇日開催の第五回本部執行委員会、それぞれ推薦決定しました。

組合諸要求実現のためにも
組合員皆様のご協力をお願いします

建設業の今とこれからをみんなで支える



建設キャリアアップシステム



一般財団法人
建設業振興基金

建設キャリアアップシステム事業本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
虎ノ門MTビル2号館

STEP 1 申請はインターネットで!

パソコンなら「CCUS 技能者申請」で検索。

CCUS 技能者申請 search

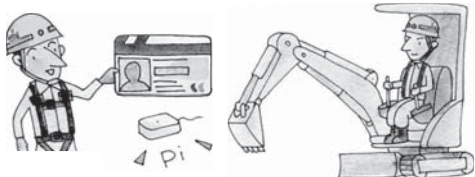
スマホ・タブレットからは
QRコードを読み込みます。



STEP 2 カードが手元に届く!



STEP 3 現場ごとに置かれたカードリーダーなどで、履歴を蓄積!



- ▶ カードは10年間有効
- ▶ 資格と経歴が蓄積される
- ▶ 経験と技能の向上がカードの色に反映

技能者の皆さん
持っていますか?



point ①

技能者の処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップなど、能力や経験の蓄積を反映した処遇の改善につなげます。



point ②

明確なキャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベル分けで評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となります。



point ③

施工能力の見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保ができます。



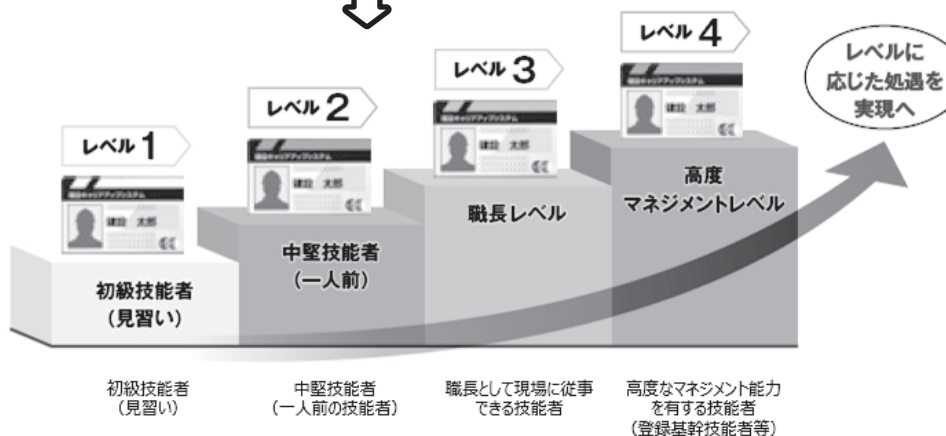
技能者を評価する仕組み

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた（白 ➡ 青 ➡ 銀 ➡ 金）カードを交付して評価。



事業者の施工能力の見える化を進める仕組み

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建機の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。



能力評価制度の概要

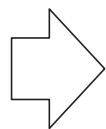
建設キャリアアップシステムに登録される技能者の技能と経験について能力評価を実施しています。

国土交通大臣が認定した能力評価基準に基づき、分野ごとの能力評価実施団体が評価を行います。

知っていますか？ 建設現場で働く若手が求めることトップ3

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事が年間を通じてあること
- 第3位 能力や資格を反映した賃金

厚生労働省「R2建設業における雇用管理状況把握実態調査」より作成



建設キャリアアップシステム(CCUS)は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。
2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。

全建総連建設キャリアアップシステム(CCUS) 技能者登録推進キャンペーン

第2弾

実施期間 令和4年4月～6月末

※補助申請期限：令和4年7月8日迄に支部窓口へ申請した分を対象とする

対象 上記期間内に新たに詳細型での技能者登録申請をおこなった組合員

申請方法 各支部窓口で「補助申請書」を記入し、必要書類を添付のうえ申請

必要書類 詳細型での登録申請が確認できる書類（次のいずれか）

①払込受領書【受領印が4／1～6／30の期間であること】

②支払完了画面の写し

補助金額 1人当たり 4,900円

（※60歳以上のインターネット申請の場合は 4,400円）

※令和4年3月以前に技能者登録をされた方は本キャンペーン対象外。

※簡略型及び上記期間外に詳細型で技能者登録された方は、2,000円を補助。

（令和3年5月以前に技能者登録カードを取得された方は補助対象外）

※「技能者登録カードの写し」は、登録完了後にカードが発行され次第、支部窓口へご提出いただきます。

二級建築施工管理技士対策講座受講生募集中!!

受講申込受付 4月より随時受付

講習場所 長崎建設技術専門学院 (095-861-9261)

大村建設技術専門学院 (0957-53-8385)

講習期間 令和4年7月中旬～11月上旬まで (33日間予定)

講習時間 毎週3回予定 午後6時30分～9時まで

受講料 30,000円

講習内容 建築一般Ⅰ・建築一般Ⅱ・安全管理・施工計画
品質管理・工程管理・法規Ⅰ・法規Ⅱ・実地全般

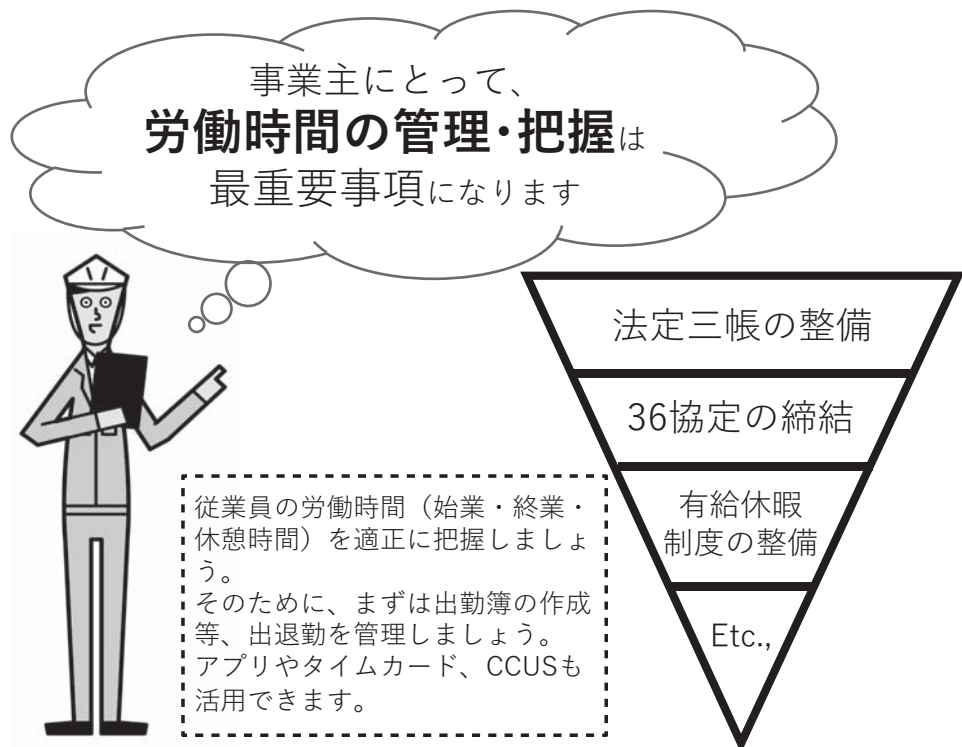
募集人員 各校とも最低5名以上で実施

受験資格 (実務経験) 高等学校(指定学科卒)3年以上
指定学科以外卒業後4年6ヶ月以上
実務経験者8年以上

大学・専門学校により実務経験は異なります。

事業主の皆様へ **働き方改革** まずは **労働時間の管理** から始めましょう！

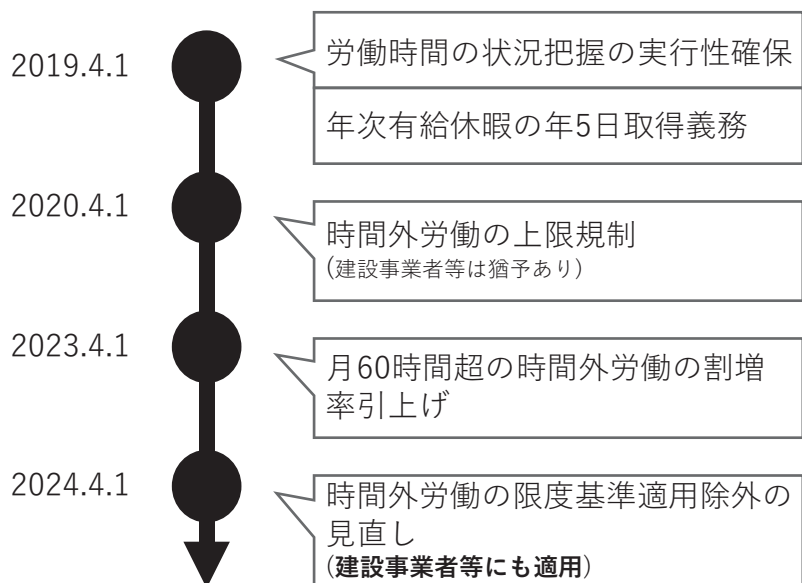
2019年4月1日から「働き方改革関連法」が施行され、事業主には労働者の労働時間管理や時間外労働に対する届出、割増賃金の支払いなどの対応が求められています。建設業においても、2024年4月1日より全面適用となることから、事業主には労働者の労働時間の管理や記録が特に重要となってきます。また、労働基準法に違反した場合、罰金などが科されることもあります。更には、残業代の未払いにより労働者から訴えられることなども考えられます。「まだ大丈夫」ではなく「今から始める」、早めの対応をしていきましょう。



働き方改革に必要な対応

- ☒ 時間外・休日労働を行うには、**サブロク(36)協定**が必要です。
- ☒ 労働契約を締結する際は、労働者に対して、**労働条件を書面等で交付**する必要があります。
- ☒ 労働者10名以上の場合は、**就業規則の作成、届出**が必要です。
- ☒ **賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、年次有給休暇管理簿**などを作成・保存する必要があります。
- ☒ 非正規雇用労働者の方を雇っている場合は、不合理な待遇差がないようにする必要があります。

〈働き方改革関連法 主な項目施行年表〉

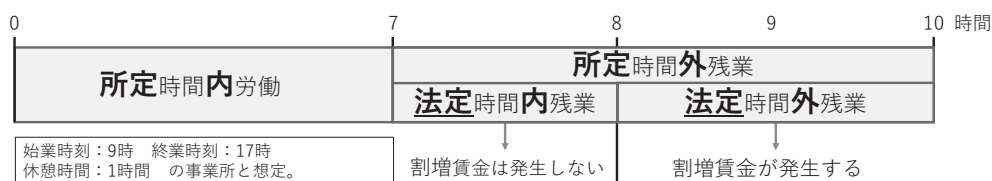


- ▶ 現認や客観的な方法による**労働時間の把握を義務化**する
(管理監督者含むすべての労働者)
 - ▶ 使用者は、年10日以上の有給が付与される者に**5日以上の有給を取得させる義務**があり、そのために時季の指定を行うことができる
 - ▶ 時間外労働の上限を原則**月45時間、年間360時間**とする
 - ▶ 特別条項は**年720時間、単月100時間(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)**を限度とする
 - ▶ 月60時間を超える時間外労働に係る**割増率を50%以上**とする
- 時間外労働の上限は原則**月45時間、年間360時間**とし、特別条項付きの
- ▶ 36協定を締結していても**月100時間、年720時間、複数月80時間**までが時間外労働の上限となる

「所定」と「法定」の違い

時間外労働については、一般的に考えられている「残業」と法律上の「時間外労働」が異なっている場合があるので注意が必要です。いわゆる「残業」というと、会社で定めた「所定労働時間」を超える時間のことを指すと考える方が多いのではないのでしょうか。一方、法律上の「時間外労働」とは、労働基準法で定められた「法定労働時間」（1日8時間・1週40時間）を超える時間のことをいいます。

休日労働についても同様に注意が必要です。いわゆる休日労働というと、会社で定める「所定」休日に労働した時間と考える方が多いのではないのでしょうか。一方、法律上の休日労働とは、労働基準法で定められた「法定」休日に労働した時間のことをいいます。労働基準法では原則として、使用者は労働者に対して毎週少なくとも1回休日を与えなければならないとされています。このため、「法定」休日とは、1週間に付き1日の休日のことをいいます。



上記の想定では、9：00に始業し17：30に終業した労働者については、所定時間外労働、いわゆる「残業」は30分になりますが、法律上の時間外労働、「法定時間外労働」は無しとなり、割増賃金は原則発生しません。(ただし、残業手当の算定基準を、「所定労働時間」を超える時間とするか、「法定労働時間」を超える時間とするかは、労使の定めによって決まります)

例えば、毎週土曜・日曜を所定休日、そのうち日曜を法定休日と定めている事業場であれば、土曜日に労働した時間は「法定」休日労働には該当せず、日曜日に労働した時間が「法定」休日労働となります。月曜～土曜までに労働した時間が40時間を超えていた場合には、超えた時間は「時間外労働」にカウントされるので、注意が必要です。

勤務時間 9：00～17：00 休憩：1 時間 所定労働時間 7 時間 土日休み
この事業所で残業、休日出勤なしで働いた場合

出勤日	月	火	水	木	金	土	日
労働時間	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	法定外休日	法定休日
1週間の労働時間の合計は35時間							

上記の事業所で、木曜と金曜に残業、土曜に休日出勤した場合

出勤日	月	火	水	木	金	土	日
労働時間	7時間	7時間	7時間	8時間	9時間	7時間	法定休日
木曜：所定時間外労働 金曜：法定時間外労働 土曜：法定外休日労働							
1週間の労働時間の合計は45時間							
5時間は法定時間外労働となり割増賃金が発生する							

●**歯科健診事業の実施**
令和四年度より歯科健診を実施します。歯周病菌は、放置すると糖尿病や脳疾患、心筋梗塞等の発症につながる恐れがあることから健診を通じて予防効果の促進を図ります。

○健診対象者は、四十歳以上の被保険者（特定健診の対象者）です。

○受診方法は、所属支部より歯科健診受診券の交付を受けて自ら健診予約の上、受診します。

○実施期間は、令和四年六月から翌年三月まで実施します。

その他（ご不明な点等）ございましたら所属支部、又は長建国保までお問合せ下さい。

被保険者の異動手続きはお済みですか？
～ご家族の就職、退職、結婚、出産など～
結婚や出産、退職などで扶養家族が増えた、あるいは就職や結婚、死亡や世帯分離等で扶養家族が減った、住所や氏名が変わったなど、組合員の世帯に異動があったときは、十四日以内に届け出が必要です。資格の取得、喪失の届け出が遅れてしまいますと、扶養家族の保険料を遡って支払っていただくいたり、保険料の返還が受けられない場合がございます。また、各手続をしないまま長期間放置しますと、療養費申請（医療費の

●**巡回健診日程変更のお知らせ**
令和四年四月上旬頃に保険料の改定・巡回健診・ジェネリック医薬品に関するパンフレットを発送致しましたが、巡回健診日程に一部変更がございましたので、お知らせ致します。（四〇歳以上の対象者につきましては、特定健診受診券に日程を訂正した日程表を同封しております）
下記表をご参照の上、お間違えの無いようお氣をつけください。

※7月10日(日)時津北部コミュニティセンターで実施予定でしたが、参議院選挙会場となる見通しの為、**10月2日(日)**へ変更致します。

令和4年度 巡回健診日程表		
実施予定日		会 場
7月10日から ↓ 10月2日へ変更	(日)	時津北部コミュニティセンター
7月24日	(日)	大村中央公民館
8月7日	(日)	平戸文化センター
8月21日	(日)	島原市有明文化会館
9月4日	(日)	広田地区コミュニティセンター
9月11日	(日)	相浦地区コミュニティセンター
9月25日	(日)	諫早高城会館

こんなときは手続きが必要です！
○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき
○家族が会社（社会保険）を退職し、長建国保へ加入するとき
○出産したとき
○長建国保を脱退するとき
○就職等で健康保険に加入したとき
○市町村国保に加入するとき
○被保険者が死亡したとき
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき
○住所、氏名が変わったとき
○被保険者証を紛失、破損したとき
○修学のため自宅を離れる場合
○介護、福祉施設等に長期入所、（入園）する場合
○組合員が法人として事業を行うようになったとき
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき
○40～65歳未満（介護第2号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき
※お手続きによっては提出していただく書類がございますので、ご不明な点は所属支部、または長建国保までお問合せ下さい。

こんなときは手続きが必要です！
○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき
○家族が会社（社会保険）を退職し、長建国保へ加入するとき
○出産したとき
○長建国保を脱退するとき
○就職等で健康保険に加入したとき
○市町村国保に加入するとき
○被保険者が死亡したとき
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき
○住所、氏名が変わったとき
○被保険者証を紛失、破損したとき
○修学のため自宅を離れる場合
○介護、福祉施設等に長期入所、（入園）する場合
○組合員が法人として事業を行うようになったとき
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき
○40～65歳未満（介護第2号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき